

高鍋町告示第9号

平成29年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月2日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成29年3月7日(火)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

○3月9日に応招した議員

同上

○3月21日に応招した議員

同上

○3月22日に応招した議員

同上

○3月24日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成29年3月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第6 選挙第1号 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第7 議案第1号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第8 議案第2号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第3号 平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第4号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第5号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第7号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第8号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 高鍋町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について

- 日程第21 議案第15号 高鍋町税条例等の一部改正について
日程第22 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第23 議案第17号 平成29年度高鍋町一般会計予算
日程第24 議案第18号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第19号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26 議案第20号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第27 議案第21号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第28 議案第22号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第29 議案第23号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第30 議案第24号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第31 議案第25号 平成29年度高鍋町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸報告
 (1) 議長の会務報告
 (2) 議員派遣の報告
 (3) 例月現金出納検査結果報告
 (4) 定期監査結果報告
 (5) 町長の政務報告
日程第3 町長の施政方針
日程第4 会期の決定
日程第5 同意第1号 監査委員の選任について
日程第6 選挙第1号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙
日程第7 議案第1号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
日程第8 議案第2号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第9 議案第3号 平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第4号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第11 議案第5号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第12 議案第6号 町道路線の認定について
日程第13 議案第7号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
日程第14 議案第8号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について
日程第15 議案第9号 西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例

の制定について

- 日程第16 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 高鍋町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 平成29年度高鍋町一般会計予算
- 日程第24 議案第18号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第19号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成29年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				森 弘道君
政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君	産業振興課長	……………	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	…	野中 康弘君	町民生活課長	……………	杉 英樹君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	川野 和成君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	中里 祐二君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成29年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成29年第1回定例会の招集に伴い、さる3月の3日、第3会議室において運営委員会メンバー全員、議長、副議長はオブザーバーとして参加、執行部より副町長、総務課長、政策推進課長、日程説明のため議会事務局長、補佐が参加しました。

今議会に提案される案件は、監査委員の同意案件、平成28年度の一般会計補正予算など、補正予算関係が5件、町道路線認定、農業委員会の委員選出方法が法で改正されたことにより、新たに農地利用最適化推進委員の定数及び交付金支給に関する条例制定2件、西都児湯で消費者の相談業務を高鍋で一括して受け入れるための相談センター組織運営に関する条例制定1件、特別職に関して新たに農業委員会関係等が加わり、報酬、費用弁償に関して加えるなどの改正1件、育児休業等、休日休暇に関して変更があり一部改正2件、個人情報関係で2件の条例一部改正があります。そのほか条例の一部改正、介護保険条例の一部改正もあります。

2月に行われた町長選挙を受けて、今回は骨格予算であります。平成29年度予算が一般会計、特別会計合わせて9件、予定されております。

また、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙もありますので、第1回定例会での審議案件は27件となります。

日程は18日間ですが、今回は町長がかわり施政方針が提案された後までを一般質問通告締め切りとしましたので、2日間の日程をとったところです。

議長を除く15名が質問したとしても、2日間で行うことは申し合わせをいたしました。今議会では、同意、選挙案件は本日採決、平成28年度補正予算に関しては休会后、議案熟読後の本会議において採決を行い事務が遂行できるようにします。

委員に対し質疑を求めましたが質疑はなく、要望として平成28年度補正予算に関しては本会議での詳細説明を求めたところです。

また、日程についても異論はなく、この日程を進めることを決定し、議員各位の御協力でスムーズな議会運営ができますよう、御協力をお願いして報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、15番、春成勇議員、16番、八代輝幸議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これによって朗読及び説明を省略して差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣いたしましたので、これにより報告いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成29年2月21日付で町長、町議会議長、教育長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付をされております。その概要について、御報告申し上げます。

まず、第1に、監査の対象としましたのは、平成26年度、27年度工事請負契約、入札・随意契約です。

平成27年度、工事等設計監理業務委託の執行状況及び東西小中学校の備品の管理状況についてでございます。

また、監査の重点事項としましたのは、平成26年度、27年度工事請負契約、平成27年度工事等設計監理業務委託においては、ア、契約の締結は公正かつ適正に行われているか、競争見積入札、随意契約、イ、契約の履行は的確に確保されているか、ウ、完成検査は適正に行われているか、東西小中学校の備品の管理状況につきましては、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理をされているか、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されているかについてであります。

第2に、監査の期間でございますが、平成26年度、27年度工事請負契約、平成27年度工事等設計監理業務委託の執行状況につきましては、平成29年2月13日から15日までの3日間でございます。

また、東西小中学校の備品の管理状況につきましては、平成28年12月27日、28日、平成29年1月28日の3日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、平成26年度、27年度工事請負契約、平成27年度工事等設計監理業務委託の執行状況につきましては、契約事務に関する起案から完成検査までの全ての関係書類の提出を求め監査を実施しました。

東西小中学校の備品の管理状況につきましては、各学校とも教育総務課職員及び学校関係者立ち会いのもと、備品管理簿、備品整理票と現物の照合をいたしました。

第4に、監査の結果について申し上げます。

平成26年度、27年度工事請負契約、平成27年度工事等設計監理業務委託の執行状況につきましては、資格審査、指名審査に係る規定に基づき公正に執行されていることを認めました。随意契約につきましても、法令及び財務規則に基づき執行されていることを認めました。また、契約の履行につきましても検査は適正に行われていることを認めました。

東西小中学校の備品の管理状況につきましては、各学校とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により備品管理簿、備品整理票は整理をされており、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

なお、今回、監査の対象となりました契約事務及び備品の現在高は別表第1、別表第2のとおりでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、町長の政務報告につきましては、別紙がお手元に配付してございますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、町長の政務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

○議長（永友 良和） 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 今般の、小澤町長の任期満了に伴い2月12日に執行されました町長選挙におきまして、第24代町長として選任されました。

その責任の重さを自覚し、一意専心、高鍋町の活性化、発展に全力で邁進していく覚悟であります。

平成29年第1回の高鍋町議会定例会の開会に当たり、私の所信を申し述べ、町議会議員及び町民の皆様の御理解を賜り、施政の御支援、御協力をお願い申し上げたいと存じます。

2017年、世界経済は大きく揺れ動いています。1月のトランプ大統領の誕生による米国経済政策の保護主義への変化や、英国のEU離脱、中国経済の成長率の減速等、世界経済は予断を許さない局面にあります。

日本経済はリーマン・ショック後、穏やかな回復基調にはありますが、デフレ脱却、財政や金融政策の健全化等、課題は山積しており、世界情勢の変化に大きく左右される波乱含みの状況です。

急激に変化していく国内外の経済状況下、日本は、少子高齢化、人口減少がさらに進み、本格的な超高齢化社会を迎え、「労働者の減少」「東京一極集中」「地方の衰退」は目の前に迫った喫緊の課題です。

2014年の日本創成会議の発表では、2040年、日本の人口が1億人以下となり、3人に1人は65歳以上になる可能性が予測されています。宮崎県の人口は80万人以下となり、26ある宮崎県内の市町村のうち15の市町村が消滅可能性都市、高鍋町は16番目、人口は1万5,000人規模になるとの予測です。待ったなしの人口減少対策、地方の活性化策が強く求められていることから、2014年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、2015年度を計画の初年度とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略、その目的は、「人口減少と地域経済縮小の克服」であり、そこには3つの基本的視点があります。

1、「東京一極集中の是正」、2、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、3、「地域の特性に即した地域課題の解決」、もう一つの目的は「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」では3つの内容が盛り込まれています。

1、「しごとの創生」、若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取り組みが重要。

2、「ひとの創生」、地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。安心して結婚・出産・子育てができるよう切れ目ない支援を実現する。

3、「まちの創生」、地方で安心して暮らせるよう中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

さらに「従来の政策の検証」として、5つの反省要因が挙げられています。

1、府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、2、地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、3、効果検証を伴わない「バラマキ」、4、地域に浸透しない「表面的」な施策、5、「短期的」な成果を求める施策、この反省要因からは、これからの地方創生は「バラマキ」ではなく「質の高いチャレンジを続けているまちや地域」を支援するという明確な意図を感じます。言いかえれば、「チャレンジしないまちは支援しない」「積極的にチャレンジするまちをさらに応援します」と捉えるべきであると考えます。

このような国内外の情勢、政府の指針を受け、高鍋町の「長期ビジョン」「まちづくり理念」「達成すべき目標」を明確にし、町議会議員及び町民の皆様とその内容を共有し、ともにまちづくりを推進していく必要があると考えます。

「高鍋町の長期ビジョン」、それは「豊かで美しい、歴史と文教の城下まち」を目指すことであります。「歴史とは現在と過去との対話」「未来へ導く道標」という普遍的な歴史観で捉えれば、「高鍋の歴史」とは「改革の努力を積み重ねてきた歴史」のことであり、「文教」とは「改革に努力する風土の中で人財が育つ」という意味に捉える必要があります。

「改革の努力を積み重ねていく風土の中で、優れた人財が育ち、若者がチャレンジできて、やりがいのある雇用の場があり、高齢者が健康で生き生きと過ごせて、子育て・教育に最適な施設と福祉環境を備えた誰もが住みたいと思う、豊かで美しい城下まち」を目指すことを揺るぎない高鍋町のビジョンにすべきであると考えます。

「まちづくり理念」、それは「農畜産業が豊かになってこそ、商工業は潤い、まちは元気になる」という基本的な考え方を堅持しながら、「産業振興」「福祉・子育て・教育」「住環境の整備」の3つをまちづくりの大きな柱とし、衆知を集め、「住んでいる人が主役のまちづくり」を実践することを明確な「高鍋町のまちづくり理念」とすべきであると考えます。

このビジョンと理念のもと、「10の達成すべき目標」を提案いたします。

「達成すべき目標」1、農畜産業支援、農畜製品のブランド化及び6次産業化を促進、農畜製品の販売促進、農畜産品販売所を企業誘致により設置、JA児湯との連携促進、高鍋農業高校・農業大学校との連携促進、農業後継者・新規就農者の育成支援・家畜伝染病の防疫強化。

2、福祉の充実、石井十次先生生誕の地として「福祉のまち」を目指す、子育て世代の生活と雇用の支援、児童・生徒の給食費・医療費の支援、放課後児童クラブ・子ども食堂等の児童支援、高齢者や障がい者が生き生きと暮らせるための支援。

3、企業誘致・雇用創出、企業誘致助成制度の見直し、積極的な企業誘致活動の実践、南九州大学との定期的な話し合いの場を持ち企業誘致を目指す、空き家・空き店舗を利用したレンタルオフィス、シェアオフィスの推進、ワーク・イン・レジデンスの推進、誘致企業との意見交換会の開催、起業家の育成支援。

4、商工業支援、「ふるさと納税制度」を積極的に推進し、併せて地場産業、商工業の発展を推進、商工業者・地場産業者との意見交換会を開催、時代に即した商店街の支援、空き店舗対策の促進、地場産品開発支援、地場産品の販売促進支援、事業家・後継者の育成支援、商工会議所との連携促進。

5、観光促進、飲食業を観光産業の柱として支援、飲食店のメニュー開発、商品開発、品質向上の支援、高鍋駅舎の整備促進、高鍋城址舞鶴公園の整備促進、持田古墳群と花守山の連携を図り、さらに西都原古墳群との連携による世界遺産登録推進、高鍋城灯籠まつり、キャベツ畑のひまわり祭り、サーフィン大会等に対する支援、城下町の景観創りの推進、高鍋町の伝説・伝統芸能に関する支援。

6、文教のまちの再生・教育支援、高鍋高校と東西中学校の中高一貫教育の仕組みづくりの推進、図書館の見直し、新たな図書館建設の推進、スポーツ・文化活動の支援、スポーツ施設の整備。

7、防災・環境整備・美しい高鍋づくり、防災対策及び防災施設の建設促進、災害危険箇所等、未整備インフラの整備促進、竹鳩橋の整備促進、コンパクトで美しく機能性に満ちたまちづくりの推進。

8、人口増加・定住支援、お試し滞在事業の充実、積極的な定住促進支援制度の導入。

9、町民参画によるまちづくりの推進、男女共同参画社会づくりの推進、町政情報の積極的な発信、町民を対象とした広聴の場、対話の場づくりの推進。

10、役場の活性化、町民の皆様が親しまれる役場づくりの推進、各課の明確な年度目標の設定、役場全体の年度目標を全職員で共有化、町長は年に1度、課長、課長補佐と個人面談を実施、課長は、年1回、課の職員と個人面談を実施、朝礼・終礼の実施を推進、笑顔、あいさつ、就業前掃除の推進、社会教育施設等、町が所有する公の施設について指定管理者制度の導入を検討し、経費節約と活性化を推進。

以上が、高鍋町をさらに活性化させていくために必要な目標であります。

時代が目まぐるしく変化し、全国の各市町村が地域の生き残りをかけ、さまざまなまちづくりに取り組んでいる中、高鍋町としましても、皆様とともにさらに全力でまちづくりに取り組み、より豊かでより美しいまちを次の時代を担う子どもたちに託していかねばなりません。

「大胆の中に妙法あり」、児童福祉への「挑戦」に、その身をささげた郷土の偉人、石井十次先生が、多くの困難に直面しても決して諦めず、強い信念で語った言葉です。時に大胆に、時に繊細に、私たちは困難を乗り越え、おくれを取り戻し、大事を急ぐ必要があります。

そのためにも、まちづくりの主役であります町民の皆様との対話を大切に、さらに協働を図りながら町政に取り組む所存であります。

高鍋町のさらなる活性化は、町議会議員の皆様及び町民の皆様のより深い御理解と御協力なくしては到底なし得ません。高鍋町発展のために、何とぞ一層の御協力と力強い御支

援を賜りますようお願いを申し上げ、私の施政への所信といたします。

日程第4. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程表のとおり、本日から3月24日までの18日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの18日間に決定いたしました。

日程第5. 同意第1号

○議長（永友 良和） 次に、日程第5、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、黒木輝幸代表監査委員の退席を求めます。

〔代表監査委員 黒木 輝幸君 退席〕

○議長（永友 良和） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第1号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現委員の黒木輝幸氏が、平成29年3月25日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号、起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第1号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで、黒木輝幸代表監査委員の入場を許可いたします。

〔代表監査委員 黒木 輝幸君 入場〕

日程第6. 選挙第1号

○議長（永友 良和） 次に、日程第6、選挙第1号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

企業団規約第7条の規定により、町長または副町長のうちから1名選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにししたいと思います。これを御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、黒木敏之町長を指名したいと思います。

お諮りいたします。只今議長が指名しました黒木敏之町長を、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、只今指名いたしました黒木敏之町長が、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選されました。

只今当選されました黒木敏之町長が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

御承諾があったものと認めます。

日程第7. 議案第1号

日程第8. 議案第2号

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

○議長（永友 良和） 次に、日程第7、議案第1号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から日程第11、議案第5号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上5件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第1号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）から議案第5号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）までを一括して提案

理由を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,613万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億7,607万1,000円とするものでございます。

今回の補正は平成28年度の事業費確定等に伴う、歳入歳出の調整を行うものでございます。

補正の主なものとしたしましては、歳出では財政調整基金積立金、企業立地奨励補助金、自立支援医療給付費、私立保育園委託料及び環境保全型農業育成支援事業補助金等の増額並びに平成27年度子どものための教育・保育給付費に係る国県負担金返還金の追加を行うものでございます。

歳入では地方交付税、国県支出金、繰入金、繰越金及び町債等の財源調整でございます。併せまして繰越明細許費につきましては、通知カード、個人番号カード、関連事務委任交付事業の追加及び町単独道路改良事業の変更を行うもので、地方債につきましては、庁舎非常用発電設備整備事業のほか8件の変更及び防災資機材整備事業の廃止を行うものであります。

次に、議案第2号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ5,179万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億1,699万9,000円とするものでございます。

補正の主なものとしたしましては、歳出では医療費見込みに伴う保険給付費の減額、共同事業拠出金の増額及び29年度財源としての基金積立金の増額でございます。

歳入では、被保険者数減少による国民健康保険税の減額、平成28年度交付見込みによる国庫支出金の増額及び療養給付費等交付金の減額及び繰越金の増額でございます。

次に、議案第3号平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ329万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,989万2,000円とするものでございます。

補正の内容としたしましては、歳出では、平成28年度納付額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び平成27年度市町村負担金確定に伴う一般会計繰出金の増額でございます。

歳入では、被保険者数増加による保険料の増額、歳出減額に伴う一般会計繰入金の減額及び繰越金、広域連合返還金の増額でございます。

次に、議案第4号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ7,245万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,722万2,000円とするものでございます。

補正の主なものとしたしましては、歳出では、概算事業費確定に伴う委託料等の減額で、歳入は、補助対象事業費確定に伴う国庫補助金及び国債等の財源調整でございます。

次に、議案第5号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてで

ございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ71万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億413万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出は、備品購入費及び委託料の減額、介護給付費準備基金積立金の増額及び総合事業費精算金等の予算調整でございます。

歳入では、介護給付費準備基金積立利子の増額、一般会計繰入金の減額等でございます。併せまして介護予防教室委託に伴う債務負担行為を追加するものでございます。

以上、5件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

大変失礼しました。2箇所、読み間違いがございました。「繰越明細許費」と言いましたが、「繰越明許費」でございます。訂正いたします。

それから「町債」のところを「国債」と読んだようでございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） それでは、平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の事業費の確定または確定見込みに伴います歳入歳出の調整が主な内容となっております。

歳出のほうから御説明いたします。予算書の28、29ページをお願いいたします。

総務管理費の一般管理費は、市町村職員共済組合追加費用の負担率が見込みより低かったことによる減額のほか事業費の確定見込み等による減額するものでございます。

財政管理費は、ふるさと納税関係経費の調整で、ふるさと納税返礼品の出荷が4月以降になる分の減額と、返礼品の宅配料金及び返礼品取扱業務委託料が不足する見込みで増額するものでございます。

30、31ページをお願いいたします。財産管理費の積立金ですが、財政調整基金積立金は基金の運用利子と平成27年度繰越金の2分の1相当を積み立てるもの、公共施設等整備基金積立金は基金運用利子を、ふるさとづくり基金永久町民積立金は1件1万円の寄附と基金運用利子を積み立てるものでございます。ふるさとづくり基金、ふるさと納税積立金については、寄附額からふるさと納税関係経費を差し引いた分を積み立てるものですが、経費の増額により減額をするものでございます。

その他、庁舎非常用発電設備整備事業設計委託費などの庁舎管理、財産管理に係るそれぞれの経費について確定見込み等により減額するものでございます。

次に、企画費ですが、33ページにかけてになります。需用費は総合計画と企業立地パンフレットの印刷を次年度に行うことにしたことにより印刷製本費の減額で、負担金補助及び交付金は、たかなべ未来づくり事業補助金の確定による減額と、企業立地奨励条例に基づき指定している企業の工場賃借料に対する企業立地奨励補助金の追加でございます。

交通安全対策費は、交通指導員退職予定者1名に対する功労金を計上しております。

電算化推進費は、電算システムに係る使用料や電算機器のリース料の確定による減額でございます。

次に、町税費の税務総務費は、職員の住居手当不足分を補正するもので、賦課徴収費は印刷製本費の減額でございます。

次のページをお願いいたします。選挙費でございますが、参議院議員選挙費用の確定により減額するものでございます。

36、37ページをお願いいたします。統計調査費ですが、それぞれの統計調査の事業確定による減額でございます。

38、39ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費でございますが、社会福祉総務費の役務費は戦没者追悼式の未執行による音響照明設備操作手数料等の金額で、積立金は地域福祉基金利子の積み立て、繰出金は国民健康保険事業の事務費見込みと財政安定化支援額確定により減額するものでございます。

そのほか臨時福祉給付事業費の確定見込みにより事務費や給付金の減額です。臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金は、所得異動等により支給対象者が見込みより少なかったことなどにより減額するものでございます。

次に、40、41ページにかけての老人福祉でございますが、報償費は敬老祝金支給額の確定見込みにより、委託料は緊急通報システム事業委託料の確定見込みにより減額、繰出金は後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことによる減額でございます。

老人措置費の扶助費は、措置数が見込みより少なかったことから減額するものです。

障害福祉費の負担金補助及び交付金は、事業費確定見込みによりそれぞれ減額、扶助費は自立支援医療給付事業実績の増により増額するものでございます。

老人福祉館費は財源を基金繰入金から一般財源にする財源更正でございます。

次に、42、43ページにかけての介護保険事業費でございます。事業費の確定見込みにより需用事務費分と低所得者保険料軽減負担金分の繰出金を減額するものでございます。

高齢者福祉センター費、高齢者等多世代交流拠点施設費は財源更正でございます。

次に、44、45ページにかけての児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、子ども支援体制整備事業や放課後児童クラブ環境改善整備推進事業、保育所等における業務効率化推進事業の事業費が確定したことにより委託料や補助金の減額でございます。児童措置費の需用費は事業費の確定見込みにより減額、委託料の私立保育園委託料はゼロ歳児の利用者数の増や職員の人件費分が増額されたこと等による増額で、その他の委託料は事業費確定見込みにより減額をしております。

負担金補助及び交付金は時間外保育事業補助金のほか、それぞれ事業費確定見込みにより増額または減額です。

扶助費は児童手当の支給額確定見込みによる減額と利用児童数が見込みより少なかったことによる、幼稚園・認定保育園給付費と地域型保育事業費の減額です。

償還金利子及び割引料は平成27年度子どものための教育・保育給付費の精算に伴う国

県負担金の返還金です。

46、47ページをお願いいたします。母子福祉費及び児童福祉施設費は事業費確定見込みにより減額です。

保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金は、宮崎市夜間急病センターの運営費負担金が確定したことによる増額でございます。

予防費と健康増進推進事業費は事業費の確定見込みによる減額でございます。

48、49ページをお願いいたします。環境衛生費は合併処理浄化槽設置整備事業補助金と西都児湯環境整備事務組合負担金の確定等による減額です。

母子衛生費の委託料はフッ素塗布を行う幼児がふえていることによる増額で、妊婦・乳児健康診査委託料と扶助費はそれぞれ事業費確定見込みによる減額でございます。

健康づくりセンター費の事業費は、燃料費や光熱費の減額と施設の半円窓の修繕費を計上しております。委託料、工事請負費は事業費の確定による減額で、備品購入費はジェットタオル買い替え費用を計上しております。

50、51ページをお願いいたします。清掃費、塵芥処理費は委託料と負担金の確定等による減額でございます。

農業費の農業委員会費は、機構集積支援事業費と特例事業費の確定見込みによる減額でございます。

農業振興費の負担金補助及び交付金は、茶の害虫、クワシロカイガラムシ防除薬剤の購入費用を補助する高品質茶生産技術確立支援事業補助金の追加、みやざき特産優良種苗供給緊急支援事業補助金の事業費変更による増額、環境保全型農業育成支援事業補助金の事業費不足見込みによる増額、負担金は事業費の確定見込みによる減額でございます。

52、53ページをお願いいたします。新生産調整対策事業費と畜産業費は事業費確定による工事請負費と補助金の減額でございます。

農地費、農村施設費は事業費確定による委託料等の減額と基金利子の積立金でございます。

54、55ページをお願いいたします。農政企画費の負担金補助及び交付金はそれぞれ事業費確定による減額でございます。

林業費、林業総務費の負担金補助及び交付金は野生鳥獣被害防止捕獲支援補助金の事業費不足見込みによる増額でございます。

56、57ページにかけての林業振興費でございますが、マツクイムシ薬剤防除委託料の確定による減額でございます。

商工費、商工総務費は公用車購入に係る入札残でございます。商工業振興費の委託料は事業費の執行残で、負担金補助及び交付金の職業訓練校負担金は入校者が確定したことによる追加でございます。そのほか4つの補助金は事業費確定見込みによる減額でございます。観光費は事業費確定見込みによる減額でございます。

58、59ページをお願いいたします。土木管理費、土木総務費の需用費は道路情報な

どの看板や災害時などに使用するヘルメットの購入費用で、工事請負費は事業費の確定見込みで減額。負担金補助及び交付金は建築物耐震改修等事業補助金の確定見込みによる減額するものでございます。

道路橋りょう費の道路維持費は財源の町債から一般財源にするものでございます。

道路新設改良費は公用車のリース期間を短縮したことによる減額でございます。

河川費の河川総務費の委託料は水門操作委託費の事業費確定による増額でございます。

60、61ページをお願いいたします。都市計画費の公共下水道費の繰出金は下水道特別会計事業費の確定見込みにより減額。公園管理費の需用費は事業費確定見込みによる減額でございます。住宅費の住宅管理費は財源更正でございます。

次のページにかけての消防費の非常備消防費でございますが、消防団員数減による報酬の減額、退団予定者が見込みより少ないことによる退職功労金の減額、需用費は事業費確定による減額でございます。

消防施設費の負担金補助及び交付金は東児湯消防組合負担金の確定による増額するものでございます。災害対策費の需用費と役務費は防災行政無線アンテナ購入費と設置手数料の執行残の減額でございます。委託料は津波避難タワー建設費の測量設計等委託料、執行残の減額。使用料及び賃借料は防災訓練用機材の借り上げが不要だったことによる減額。備品購入費は防災行政無線戸別受信機と非難所用備品の執行残の減額。負担金補助及び交付金は防災士の資格取得受験者が当初見込みより11人ふえたことによる防災士養成事業補助金の増額でございます。

教育費の教育総務費は、事務局費は国際交流基金利子を基金へ積み立てるものでございます。

64、65ページをお願いいたします。教育振興費は報酬の不用額の減額と幼稚園就園奨励費補助金の確定見込みによる減額でございます。小学校費の学校管理費は東小学校の光熱費の増額。東西小学校の消防設備改修費用の追加と西小学校の便所改修に伴う設計委託料の事業費確定見込みによる減額でございます。

次のページにかけての教育振興費は、学校の図書購入に使ってほしいと1点の寄附がありましたので、寄附者の意向に沿って東西小学校の図書を購入するもの。扶助費は援助費等の確定見込みにより減額するものでございます。中学校費の学校管理費は東西中学校の消防設備改修費用の追加と東中学校の樹木伐採手数料の増額でございます。教育振興費の備品購入費は寄附金を充当した東西中学校の図書購入費用の増額。負担金補助及び交付金は遠距離通学補助金の確定見込みによる減額。扶助費は援助費等の確定見込みにより減額するものでございます。

68、69ページをお願いいたします。社会教育費でございますが公民館費は光熱費や電話使用料など事務費の減額。図書館費は古文書データ整備事業委託料の確定による減額でございます。歴史総合資料館費は財源更正でございます。美術館費は美術館基金利子を基金へ積み立てるものでございます。

70、71ページをお願いいたします。保健体育費の体育施設費は財源更正でございます。学校給食総務費は燃料費の減額。光熱水費の増額。給食配送車レールの修繕費用の追加でございます。

公共土木施設災害復旧費は町債を廃止し、一般財源で充当する財源更正でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。12、13ページをお願いいたします。

地方消費税交付金は交付額が確定したことによる減額で、地方交付税は普通交付税の額が確定したことによる増額でございます。

分担金及び負担金の民生費負担金の減額は、老人福祉施設入所者の費用徴収金の実績見込みによるものと、制度改正により保育料が減額されたことによるものでございます。使用料及び賃借料はごみ処理手数料の実績見込みにより減額するものでございます。

14、15ページをお願いいたします。国庫支出金の民生費国庫負担金でございますが、障害者医療費負担金は自立支援医療給付事業費の確定見込みによる増額。障害福祉費負担金は自立支援医療費給付費等の27年度分の追加交付分。低所得者保険料軽減負担金は負担金確定見込みによる減額。児童措置費の負担金は措置費の減による減額でございます。

衛生費国庫負担金は事業費の確定見込みによる養育医療費負担金の減額でございます。

次に、国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金とそれぞれの補助金は事業費の確定または確定見込みにより増額または減額をしております。

16、17ページをお願いいたします。教育費国庫補助金についても事業費の確定見込みによるそれぞれの補助金を増額または減額をしております。

国庫支出金の土木費委託金でございますが、水門操作委託金が確定したことによる増額でございます。

県支出金ですが、県負担金から21ページの委託金までは只今説明申し上げました国庫支出金に係る事業の県費分の負担金及び補助金の増額と減額でございます。県単独事業については、それぞれの事業の確定により増額または減額をするものでございます。

財産収入の財産運用収入、利子及び配当金はそれぞれの基金の運用利息の確定による増額でございます。

22、23ページをお願いいたします。寄附金は、ふるさとづくり寄附金に1件1万円と教育寄附金に1件100万円の寄附がありました。ふるさとづくり寄附金は当初予算に1,000円計上しておりますので、9,000円を補正計上したものでございます。

繰入金の特例会計繰入金は、平成27年度医療給付費市町村費負担金の確定に伴う後期高齢者医療特別会計からの繰入金でございます。財政調整基金繰入金は財源の手当てができませんでしたので、当初予算で繰り入れた分を全額減額するものでございます。ふるさとづくり基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金は充當需要実績に伴う減額でございます。

繰越金は27年度の純繰越金を計上しております。

24、25ページをお願いいたします。諸収入の自宅事業収入は事業費確定見込みによる特例事業事務委託金の減額でございます。雑入の宮崎縣市町村振興協会市町村交付金は

宝くじの収益による交付金でございます。

職員厚生会事業主負担金返還金は27年度負担金の返還金。過年度負担金精算金は平成27年度西都児湯環境整備事務組合負担金の精算金でございます。西都児湯障害認定審査会負担金返還金及び宮崎市総合発達支援センター負担金返還金は、平成27年度負担金の還付金でございます。

農地中間管理機構集積協力金は事業費確定によるもので、過年度医療費助成還付金は重度心身障害者医療費助成費の過年度分の還付金でございます。

次のページにかけての町債につきましては、それぞれの事業費の確定見込みにより減額または増額をしております。

歳入については以上でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。繰越明許費補正について説明をいたします。追加1件で、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付事業でございますが、ことしの3月31日までに個人番号カードの交付申請を受け付けし、作成するものについては平成28年度予算で交付金を執行することになりますが、カードの作成及びその請求に相当の期間を要し、支払いが出納整理期間を過ぎる可能性があることから繰り越しをするものでございます。

変更1件の町単独改良事業は、道路の測量設計を行うに当たり、排水対策等の協議に時間を要しているため本年度中の完成が困難であると見込まれることから測量設計費を繰り越すものでございます。

最後に、8ページ、9ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、庁舎非常用発電設備整備事業ほか8件の変更は、事業の確定または確定見込みによる起債限度額の減額変更7件と、増額変更2件でございます。

防災資機材整備事業は起債適用事業ではなかったことにより廃止するものでございます。

以上で、高鍋町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 詳細説明の途中ではありますが、ここでしばらく休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

午前11時02分休憩

.....
午前11時16分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続きまして、健康保険課長の詳細説明を求めます。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課関係部分について詳細説明を申し上げます。

まず、議案第2号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、旅費の未執行分を減額するものでござ

ございます。

連合会負担金につきましては、レセプト点検の単価引き下げによる減額でございます。

保険給付費、療養給付費、一般被保険者療養給付費につきましては、当初予算編成時におきまして前年度比4%の伸びで積算をいたしておりましたが、11月支払い分までの実績を見ますと5.3%の伸びでございますため増額をするものでございます。

退職被保険者療養給付費につきましては、同じく10%減で積算をしておりましたが、現在38.7%の減であるため減額をするものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。上から3段目まで、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金につきましては財源更正でございます。

一番下の段の共同事業拠出金、高額医療費拠出金につきましては、医療費実績に伴う拠出額の見込みにより増額をするものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては財源更正でございます。

中段の、保険事業費の特定健康診査等事業費及びその下の保険事業費につきましては、公用車購入に伴う執行残を減額するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。基金積立金、準備基金積立金につきましては、平成29年度当初予算で基金繰入金5,000万円を計上しておりますが、その財源として同額を計上するものでございます。

続きまして、歳入でございます。戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。

国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税ともに被保険者数の減少に伴い減額をするものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費の増額に伴い増額をするものでございます。

特定健康診査等負担金につきましては、交付額決定に伴い減額をするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。療養給付費等交付金につきましては、本年度の医療費見込みにより減額するものでございます。

県支出金、県負担金、特定健康診査等負担金につきましては、交付額決定に伴い減額するものでございます。

県補助金、財政調整交付金につきましては、前年度療養給付費実績確定に伴い減額するものでございます。

一番下の段の共同事業交付金、高額共同事業交付金につきましては、本年度医療費見込みにより増額をするものでございます。

保険財政共同安定化事業交付金につきましては、対象年度の医療費見込みにより減額するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金につきましては、歳出の事務費減額に伴う減額でございます。財政安

定化支援事業繰入金につきましては、交付税算入分確定に伴う減額でございます。

繰越金、その他繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金を全額計上いたしました。

続きまして、議案第3号平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、11ページのほうをごらんください。

保険料負担金につきましては、被保険者数の増加に伴い増額をするものでございます。

保険基盤安定負担金につきましては、保険料軽減額の確定により減額をするものでございます。

共通経費負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金が確定したため減額をするものでございます。

療養給付費負担金につきましては、決算見込みにより今年度納付する額が決定いたしましたので減額をいたします。

保険料負担金滞納繰越分につきましては、過年度分の保険料収納見込みにより増額をするものでございます。

療養費市町村負担金につきましては、療養費支給申請に係る審査業務委託件数の見込みにより減額をするものでございます。

その下の諸支出金、繰出金、一般会計繰出金につきましては、平成27年度の療養給付費及び療養費の精算に伴い増額をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。6ページ、7ページをお開きください。

保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料、普通徴収保険料ともに被保険者の増加に伴う増額でございます。

繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の調整により減額をするものでございます。

保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金、療養費市町村負担繰入金はいずれも歳出にあわせて、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

繰越金は前年度からの繰越金でございます。

続きまして、議案第5号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。予算書の10ページ、11ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費の需用費につきましては、総合事業開始に伴う全戸配付のパンフレットの印刷代を増額するものでございます。

備品購入費につきましては、公用車購入に伴う執行残を減額するものでございます。

計画策定委員会費委託料につきましては、日常生活圏域ニーズ調査委託に伴う委託料の

確定に伴い減額をするものでございます。

地域支援事業費、介護予防事業費につきましては、住所地特例者が総合事業へ移行している市町村のサービスを利用する際、総合事業費精算金の費目からの支出となりますため、一次予防事業費との費目の組みかえを行うものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。基金積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては定期預金利子を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。8ページ、9ページをお開きください。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金につきましては、定期預金の利子でございます。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金につきましては、歳出の総務費の減額に伴うものでございます。

低所得者保険料軽減負担金繰入金につきましては、本年度の介護保険料第一段階保険料軽減対象者数の見込みにより減額をするものでございます。

諸収入、雑入につきましては、「はつらつ教室」の利用等を計上させていただきました。

戻りまして、4ページをお開きください。債務負担行為の追加でございますが、新年度当初から介護予防事業としての「ノルディックウォーキング教室」を実施するに当たり、年度内の契約が必要であることから債務負担行為を追加するものでございます。

以上で、健康保険課関係部分の説明を終わります。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。議案第4号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細を説明いたします。

予算書の12、13ページの歳出から御説明いたします。

まず、総務費の報償費につきましては、下水道受益者負担金の一括納付者がふえたため前納報奨金を増額するものでございます。

次に、公共下水道費の委託料の都市計画決定図書作成につきましては、平成29年度に計画しております、ストックマネジメント計画とあわせて実施したほうがよいと判断し見送ったところでございます。

下水道事業団委託につきましては、浄化センター更新工事の事業費が国への要望額に對しまして6割程度しかつかなかったための減額でございます。

下の段の、補償補填及び賠償金につきましては、下水道管布設に伴う水道補償がなかったための減額でございます。積立金につきましては県交付金が確定したことによる増額でございます。

次に、公債費、元金利子につきましては、地方債償還金の確定に伴い減額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

土木費負担金の下水道負担金の現年分につきましては一括納付者の増、滞納分につきま

しては、宅地造成等により滞納分の納入があったことにより増額するものでございます。

次に、土木費国庫補助金の都市計画補助金、社会資本整備総合交付金につきましては、国庫補助金の確定に伴います減額でございます。

次に、土木費県補助金の都市計画費補助金でございますが、県補助金確定に伴う増額でございます。

次に、一般会計繰入金につきましては、歳出や他の歳入との調整により減額するものでございます。

次に、雑入につきましては、認可区域外からの接続による使用者協力金に伴う増額でございます。

次に、10ページ、お願いします。土木債の都市計画債でございますが、下水道事業がおおむね確定したことに伴う減額でございます。

財産収入の利子及び配当金につきましては、基金積み立ての利息分でございます。

次に、4ページ、5ページをお願いします。地方債の補正でございますが、先ほど説明いたしましたように土木債が減額となりましたので限度額の補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

日程第12. 議案第6号

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

日程第15. 議案第9号

日程第16. 議案第10号

日程第17. 議案第11号

日程第18. 議案第12号

日程第19. 議案第13号

日程第20. 議案第14号

日程第21. 議案第15号

日程第22. 議案第16号

日程第23. 議案第17号

日程第24. 議案第18号

日程第25. 議案第19号

日程第26. 議案第20号

日程第27. 議案第21号

日程第28. 議案第22号

日程第29. 議案第23号

日程第30. 議案第24号

日程第3 1. 議案第2 5号

○議長（永友 良和） 次に、日程第1 2、議案第6号町道路線の認定についてから、日程第3 1、議案第2 5号平成2 9年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上2 0件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第6号町道路線の認定についてから、議案第2 5号平成2 9年度高鍋町水道事業会計予算についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第6号町道路線の認定についてでございますが、本案につきましては、道路敷として町に譲与されました道路、新萩原・菖蒲池村東往還北線、樋渡4線、樋渡5線、筏2線の4路線と、道路改良予定しています松ヶ鼻線の1路線を町道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第7号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてでございますが、本案は農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、高鍋町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び高鍋町農業委員会の選任による委員の推薦に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案第8号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への、農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定についてでございますが、本案は、農業委員会等に関する法律及び農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員へ、報酬とは別に、農地利用の最適化にかかわる活動及び成果の実績に応じて報償費を支給するものでございます。

次に、議案第9号西都児湯消費生活相談センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてでございますが、本案は、消費生活安全法に基づく相談業務を西都市、新富町、西米良村、木城町、川南町及び都農町と共同して行うことにより、関係市町村の住民サービスの向上、業務の効率化及び高度化を図るため、同センターを設置する本町で必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第1 0号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う農地利用最適化推進委員の設置、西都児湯消費生活相談センター開設に伴う消費生活相談員の設置ほか5件に関して、その報酬の額を定めるため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第1 1号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び議案第1 2号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、本案はいずれも、去年の人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に関するもので、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、国から関係条例案が示されたことから、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号高鍋町個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律の施行に伴い個人情報のうち個人番号が含まれるものに関しましては、特定個人情報として新たに定義されたところであり、本町が保有する特定個人情報は、高鍋町特定個人情報保護条例の適用を受けることから本条例の個人情報の定義中、特定個人情報を除く規定を追加するものでございます。

次に、議案第11号高鍋町特定個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、本町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保を目的として、現在、高鍋町個人情報保護条例の規定に基づき実施している個人情報取扱事務登録簿による個人情報の管理と同様の管理を、特定個人情報においても適用されるための規定を追加するものでございます。あわせて行政手続における特定の個人を識別するための番号を利用等に関する法律の一部改正に伴い用語の定義、引用している法律の条番号の規定等について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号高鍋町税条例等の一部改正についてでございますが、本案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の主なものでございますが、地方消費税の税率引き上げの施行日の変更に伴い、法人町民税の法人税割の税率引き下げの実施時期を変更すること、個人住民税の住宅借入金等特例税額控除の適用期限を延長すること、自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税への環境性能割の導入時期を平成31年10月1日から施行することとし、種別割については平成32年度課税分から適用すること等でございます。

次に、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、平成29年度の特例として第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関し、新たな所得指標を用いる旨の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号平成29年度高鍋町一般会計予算についてでございます。

日本経済につきましては、景気は穏やかな回復基調にあるものの海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされているところです。

このような経済情勢において、昨年12月に国が示した平成29年度地方財政対策では、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生などに取り組みつつ安定的な財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額を62.1兆円、昨年度より0.7%の増とされたところです。

しかしこれは、地方税収を見込んでのもので、実質、地方交付税については減額となっており、自主財源に乏しく財政基盤の脆弱な市町村は厳しい財政運営を強いられると考えております。

さて、本町の財政事情でございますが、近年は社会保障関係経費の増加に加え、人口減少対策、防災・減災対策、施設の老朽化対策等への対応が求められ、また特別会計への繰出金、一部事務組合負担金等も高どまりが続いており非常に厳しい状況となっております。

このような中で、平成29年度予算は先月、町長選挙が執行されましたことから、経常経費を中心とした骨格予算として編成しておりますが、平成29年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ71億5,600万円となり、前年度対比は額で4億6,100万円、率で6%の伸びとなったところでございます。骨格予算ではありますが、予算総額が伸びている大きな理由といたしましては、ふるさと納税関係予算5億5,000万円の計上によるものでございます。

それでは概要について、歳入から御説明を申し上げます。

町税については、町民税、固定資産税、軽自動車税は増収。たばこ税は減収の見込みでございます。

地方譲与税から地方交付税につきましては、地方財政対策と28年度決算見込みから計上いたしました。

国県支出金につきましては、確定した額を把握することは困難であるため制度に基づき見込まれる額を計上いたしました。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況等から判断し、ふるさとづくり基金及び公共施設等整備基金の活用を図ることにいたしました。

町債につきましては、事業効果等の検討、財政の健全性にも考慮し、後年度交付税措置される地方債は有効活用すべきと判断して計上したところでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

議会費につきましては、議会活性化調査研究費のほか議会運営にかかわる所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、新規事業の西都児湯消費生活相談センター事業費のほか、ふるさと納税推進事業費、お試し滞在事業費、街路灯設置事業費などの所要額を計上いたしました。

民生費の社会福祉費関係につきましては、新規事業の障がい者に対する防災・減災対策事業費のほか介護給付費や訓練等給付費、国民健康保険特別会計ほか3特別会計への繰出金及び臨時福祉給付金事業費などの所要額を計上いたしました。

児童福祉費関係では、子育て世代を支援する新規事業の子ども家庭支援センター事業費のほか放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て事業費、児童手当、子ども医療費助成費などの所要額を計上いたしました。

衛生費につきましては、各種予防接種事業費や妊婦・乳幼児健康診査事業費のほか、ヤンバルトサカヤスデの駆除対策費、し尿、廃棄物の処理経費及び西都児湯環境整備事務組合負担費などの所要費を計上いたしました。

農林水産業費につきましては、農業委員会制度の改正に伴う経費、新規就農者支援や産

業後継者親元就業支援等の補助金のほか多面的機能支払交付金事業費、松くい虫防除委託事業費などの所要額を計上いたしました。

商工費につきましては、商店街の活性化を図るための商店街にぎわい創生事業等の補助金や、産業の振興を図るための地域資源付加価値向上事業費、観光振興を図るための観光協会補助金などの所要額を計上いたしました。

土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業費、建築物耐震改修等補助金、下水道事業特別会計繰出金などの所要額を計上いたしました。

消防費につきましては、新規事業の地震ハザードマップ作業事業費、蚊口地区と樋渡地区に建設する津波避難タワー建設事業費のほか消防団員の訓練活動経費、東児湯消防組合負担金などの所要額を計上いたしました。

教育費につきましては、きめ細かな教育を展開するための非常勤講師配置事業費、学校生活支援員配置事業費、いじめ防止対策推進事業費のほか西小学校トイレ改修事業費や学校給食調理委託費などの所要額を計上いたしました。

社会教育費関係では、隔年実施のスポーツ少年団の姉妹都市交流事業費やスポーツコーディネーター配置事業費のほか自治公民館運営費補助金、美術館企画展示事業費などの所要額を計上いたしました。

以上、平成29年度当初予算の概要を申し上げましたが、今後も義務的経費であります扶助費の伸びは抑えられず、厳しい財政運営を強いられる状況は続くものと予測されます。肉づけの事業費は6月議会に提案いたしますが、公約実現に向け限られた財源の中で予算の重点化を図りながら予算編成をしていきたいと考えております。

次に、議案第18号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ32億4,071万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.7%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び一般会計からの繰入金等でございます。

歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費及び諸支出金等でございます。

次に、議案第19号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ5億227万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると5.4%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、一般会計繰入金及び受託事業収入等でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事業経費、後期高齢者医療広域連合への納付金、保健事業費等でございます。

次に、議案第20号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ5億8,263万8,000円となり、前年度当初予算と

比較すると12.7%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等でございます。

歳出では、浄化センター更新工事の委託料、人件費、公債費等でございます。

次に、議案第21号平成29年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,061万円となり、前年度当初予算と比較すると1.1%の増でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出は委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第22号平成29年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ22億3,168万6,000円となり、前年度当初予算と比較して12.7%の増でございます。

予算の内容は、第6期介護保険事業計画による3年目の予算となっており、予算の主なものといたしましては、歳入では保険料、国県支出金、支出基金交付金及び一般会計繰入金でございます。歳出では保険給付費及び地域支援事業費等でございます。

次に、議案第23号平成29年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ2,698万9,000円となり、前年度当初予算と比較して13.5%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では使用料と基金繰入金、県補助金で、歳出ではメーター検針等を行う嘱託員報酬、メーター器取り付けの工事請負費、水利権更新の委託料、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第24号平成29年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ26万円で、予算の内容は同委員会の審査を始めとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では構成市町村からの負担金及び一般会計繰入金で、歳出は委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第25号平成29年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,950戸、年間総排水量226万立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額4億6,318万2,000円、支出総額4億2,792万3,000円でございます。

収入の主なものは給水収入で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は収入総額5,000万3,000円、支出総額2億7,325万3,000円で、支出の主なものは企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、20件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

まず、議案第「14号」を「11号」と読んでしまいました。失礼しました。

それから、平成29年度一般会計当初予算の歳入歳出の金額を「71億」と読んだそうでございます。済みません、「81億5,600万円」と訂正してください。（「議長、休憩してからかえてもらって……」と呼ぶ者あり）あと一箇所でございます。済みません。

支払いですね、「支出基金交付金」と私は読んでしましまして、本当は「支払基金交付金」の間違いでございました。

最後の、収入の主なものは、水道事業の中で「給水収益」のところを「給水収入」と読んだということでございます。訂正をいたします。どうも失礼を申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時57分散会
